

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日が休日にあつたときは、その日の翌日発行)

公 告

目 次

◆ 公 告 昭和四十五年度鳥取県職員採用初級試験の実施

昭和45年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和45年8月15日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務	内 容
一般事務(A)	約2名	知事の事務部に勤務し、一般事務に従事します。	
一般事務(B)	約7名	知事、県警察の事務部局及び公立学校に勤務し、調査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。	
士 木	約5名	知事の事務部に勤務し、技術的業務に従事します。	

2 受験資格

- (1) 学 歴
学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢	及 び	性 別
一般事務(A)	昭和22年4月2日から昭和28年4月1日まで	に	生まれた者 で、男女の別を問いません。
一般事務(B)	昭和22年4月2日から昭和28年4月1日まで	に	生まれた者 で、男子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁治産者及び準禁治産者
 - ウ 禁と以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 第1次試験
- (1) 方 法

一般事務(A)及び一般事務(B)については教養試験及び作文試験を、

土木については教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度において、次の方法により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について、試験を行ないます。

ウ 専門試験 土木職として必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行ないます。

なお、試験問題は、次の分野から出題されます。

試験区分	分野
土木	数学、土木応用力学、水理、測量、土質、土木施工、水工、道路

(2) 試験日時及び試験場

試験日	時	試験地	試験場
昭和45年10月4日(日)		鳥取市	鳥取県立鳥取西高等学校
受付時間			
一般事務(A)	12時10分～12時45分		
一般事務(B)	8時20分～8時50分	米子市	鳥取県立米子東高等学校
土	8時20分～8時50分		

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 教養試験、作文試験、専門試験の成績を総合して合

格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和45年10月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。

ウ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

エ 身上調査、受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 試験日及び試験地

昭和45年10月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和45年10月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、え、任命権者の請求に応じて高点順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、給料月額23,140円支給され、その後は、定期に昇給します。そのほか、期末・勤勉手当(年間、給料月額4.5月分)、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

、受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級請求」と朱書きし、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和45年9月1日(火)から昭和45年9月30日(水)午後5時までとし、郵送の場合は9月30日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、いつさい責任を負いません。

8 その他

この試験の手続きその他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。